第十一条　執行活動における協力

1　一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、他方の締約国政府の競争当局に対しその執行活動について支援を提供する。

2　1の規定に従い、一方の締約国政府の競争当局は、次のことを行う。

(a)　他方の締約国における競争に対しても悪影響を及ぼす可能性があると認める反競争的行為に関係する自己の執行活動について、他方の締約国政府の競争当局に通報すること。

(b)　他方の締約国政府の競争当局に対し、反競争的行為に関する重要な情報（自己が保有し、かつ、自己の注意の対象となっているものに限る。）であって、他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連し、又は当該執行活動を正当化する可能性があると認めるものを提供すること。

(c)　要請があった場合には、この章の規定に従い、他方の締約国政府の競争当局に対し、自己が保有する情報であって、他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連するものを提供すること。

第十二条　執行活動の調整

1　両締約国政府の競争当局（以下この章において「両競争当局」という。）が相互に関連する事案に関して執行活動を行う場合には、次のとおりとする。

(a)　両競争当局は、それぞれの執行活動の調整について検討する。

(b)　一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局の要請があった場合において、自国の重要な利益に適合するときは、自己の執行活動に関連して秘密の情報を提供した者に対し、当該情報を他方の締約国政府の競争当局と共有することに同意するか否かを照会することを検討する。

2　両競争当局は、特定の執行活動の調整を行うべきか否かを検討するに当たり、特に次の要素を考慮する。

(a)　当該執行活動の目的を達成する上で両競争当局が有する能力に対して当該調整が及ぼす効果

(b)　当該執行活動に必要な情報を入手する上で両競争当局が有する相対的な能力

(c)　いずれかの締約国政府の競争当局が、関係の反競争的行為に対して効果的な排除に係る措置を確保することができる程度

(d)　両締約国政府及び当該執行活動の対象者にとっての費用の削減可能性

(e)　排除に係る措置の調整が両締約国政府及び当該執行活動の対象者にもたらす潜在的な利益

3　一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局に適切な通報を行うことを条件として、執行活動の調整をいつでも限定し、又は終了し、及び自己の執行活動を独自に行うことができる。

第十三条　一方の締約国における反競争的行為であって他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力

1　一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国において行われた反競争的行為が自国政府の重要な利益に悪影響を及ぼすと信ずる場合には、当該反競争的行為に関する自己の執行活動から生ずる紛争を回避することの重要性及び他方の締約国政府の競争当局が当該反競争的行為に関してより効果的な執行活動を行うことができる可能性があることに留意して、他方の締約国政府の競争当局に対し、適切な執行活動を開始するよう要請することができる。

2　1の規定に基づく要請には、反競争的行為の性質及び当該要請を行う競争当局が属する締約国政府の重要な利益に当該反競争的行為が及ぼす影響について、できる限り具体的な説明を付するものとし、また、当該要請を行う競争当局が提供することができる追加的な情報その他協力についての申出を含める。

3　1の規定に基づく要請を受けた競争当局は、当該要請において特定される反競争的行為に関し、執行活動を開始するか否か、又は現に行われている執行活動を拡大するか否かを慎重に検討する。当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、実行可能な限り速やかに自己の決定を通報する。執行活動を開始する場合には、当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、当該執行活動の最終的な結果を通報し、かつ、暫定的な進展のうち重要なものを可能な範囲で通報する。

第十四条　執行活動に関する紛争の回避

1　一方の締約国政府は、執行活動のあらゆる局面（執行活動の開始及び範囲に関する決定並びに各事案における罰則又は排除に係る措置の性質に関する決定を含む。）において、他方の締約国政府の重要な利益に慎重な考慮を払う。

2　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府による特定の執行活動が自国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることを他方の締約国政府に通報した場合には、他方の締約国政府は、当該執行活動の重要な進展について適時に通報するよう努める。

第十五条　技術協力

1　両締約国政府は、両競争当局が競争政策の強化及び競争法の実施に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

2　1に規定する技術協力活動の形態は、次のとおりとする。

(a)　研修のため両競争当局の職員を交流させること。

(b)　競争政策の強化及び競争法の実施に関する研修課程であって、一方又は双方の競争当局が組織し、又は後援するものにおいて、両競争当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。

(c)　両競争当局が合意するその他の形態に関すること。

第十六条　透明性

一方の締約国政府の競争当局は、次のことを行う。

(a)　自国の競争法の改正及び反競争的行為を規制する自国の新たな法令の制定について他方の締約国政府の競争当局に速やかに通報すること。

(b)　適当な場合には、自国の競争法に関連して発出し、及び公表した指針又は政策声明の写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。

(c)　適当な場合には、一方の締約国政府の競争当局の年次報告その他の公表資料であって、公衆が一般に利用可能であるものの写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。

第十七条　協議

両競争当局は、いずれかの競争当局の要請があった場合には、この章の規定に関連して生ずることがあるいかなる事項についても、相互に協議する。

第十八条　情報の秘密性

1　(a)　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、一方の締約国政府が別段の承認を与えた場合を除くほか、他方の締約国政府は、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者に伝達してはならない。

(b)　この章の規定に従って一方の締約国政府の競争当局から他方の締約国政府の競争当局に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、一方の締約国政府の競争当局が別段の承認を与えた場合を除くほか、他方の締約国政府の競争当局は、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者又は他の当局に伝達してはならない。